



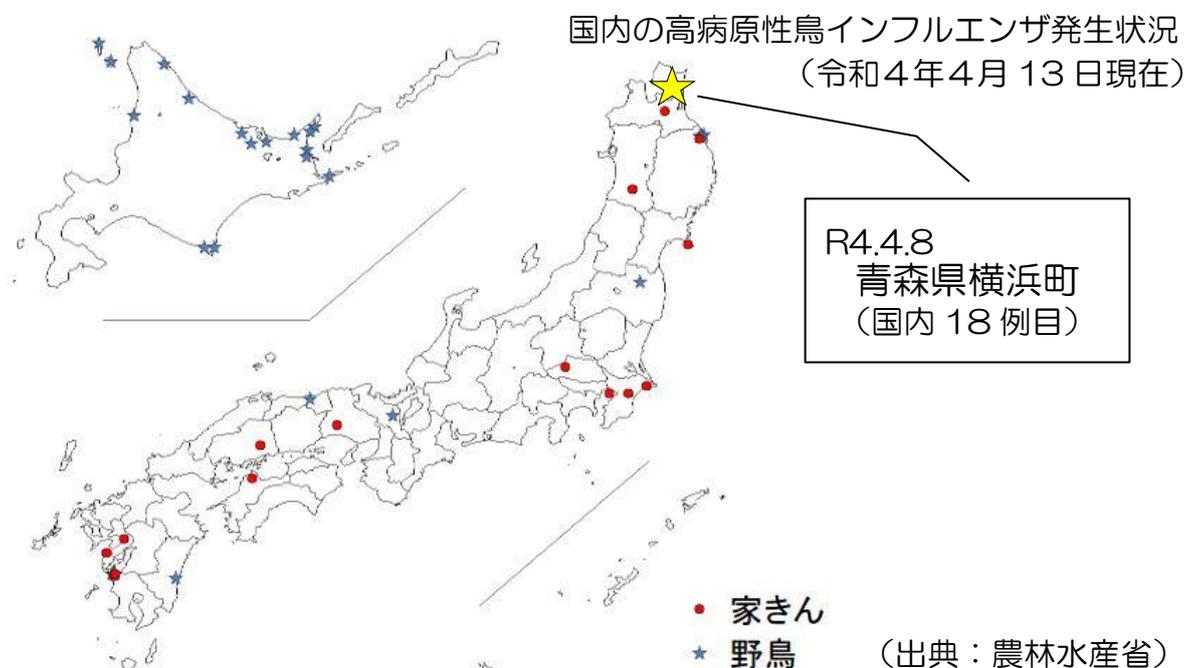
上北地域県民局地域農林水産部 十和田家畜保健衛生所
上十三地区家畜衛生推進協議会
(一社)青森県畜産協会

0176-23-6235 (FAX 0176-23-3044)
0176-25-2362 (FAX 0176-24-3888)
017-722-4331 (FAX 017-731-1196)

鳥インフルエンザ発生防止対策の徹底を！

昨年12月の三戸町での発生から約4か月ぶりに、横浜町で国内18例目となる高病原性鳥インフルエンザが発生しました。

北海道でカラス、タヌキ、キタキツネから鳥インフルエンザウイルスが検出されていることから、今季シーズンは終盤に差し掛かってはいますが、引き続き**発生防止対策を徹底しましよ**
う。



✓ 対策

①消毒の徹底

- 👉 鶏舎周辺に消石灰を散布
- 👉 鶏舎入り口に踏込消毒槽を設置
- 👉 出入りする人、車両消毒の徹底



②野鳥・ネズミ等の侵入防止

- 👉 ネズミなどの野生動物が侵入できる経路の**点検・遮断**
- 👉 防鳥ネットの点検・修繕
- 👉 農場敷地内のこぼれた飼料の清掃



高病原性鳥インフルエンザの特定症状

- 死亡する鶏の数が急激に増加する
- 嗜眠・沈うつ状態となり活性が低下する
- 脚部などに皮下出血が見られる
- 皮下出血、トサカや肉垂が暗青色化する（チアノーゼ）
- 急激に産卵率が低下する

…など



<愛玩鶏飼養者の皆様へ>

少数の家きんをペットとして飼育する場合でも感染のリスクは変わりません。万が一、鳥インフルエンザに感染することがあれば、大事な鶏を処分せざるを得なくなるだけでなく、周辺の養鶏農場に出荷制限がかかるなど、地域経済に大きな影響を及ぼす可能性があります。

家きんを扱う際は適宜手指消毒等を行うほか、もし、野鳥や野生動物と接触する可能性があるような状態で飼育を行っているのであれば、直ちに接触防止対策をとってください。感染拡大を防ぐため御協力をお願いします。

高病原性鳥インフルエンザの特定症状を呈している
家きんを発見した場合は、
直ちに十和田家畜保健衛生所に連絡してください！

十和田家畜保健衛生所

電話 0176-23-6235(平日) 携帯 090-6453-7023(休日・夜間)

ホームページアドレス: <http://www.applenet.jp/~towada-kaho/>